

## P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン改正 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表</p> <p>4-1 民間事業者の募集、評価・選定 (基本的な考え方)</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 上記(1)②の民間事業者の創意工夫の発揮のためには、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめるといふ、いわゆる性能発注の考え方採ることが必要である。また、提供されるべき公共サービス水準を達成するためのサービスの調達方法・手段については、応募者の創意工夫が阻害されるような条件を排除し、民間事業者の創意工夫に委ねることが適当である。</p> <p>なお、発注する性能の具体的要件については、できる限り明確に提示し、応募者が共通の理解を得るようにすることが重要である。</p> <p>(4) ~ (7) [略]</p> <p>(8) 民間事業者には質問の機会を与えとともに、質問に対する</p>	<p>ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表</p> <p>4-1 民間事業者の募集、評価・選定 (基本的な考え方)</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 上記(1)②の民間事業者の創意工夫の発揮のためには、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめるといふ、いわゆる性能発注の考え方採ることが必要である。また、提供されるべき公共サービス水準を達成するためのサービスの調達方法・手段については、応募者の創意工夫が阻害されるような条件を排除し、民間事業者の創意工夫に委ねることが適当である。</p> <p><u>一方で、PFI事業の対象施設は、公共性が高いものであるため、各施設の用途を踏まえ、災害時の被災者の受入れ等に活用できることや、事前調整の上で公的行事のために活用できることについて示しておくことが望ましい。</u></p> <p>なお、発注する性能の具体的要件については、できる限り明確に提示し、応募者が共通の理解を得るようにすることが重要である。</p> <p>(4) ~ (7) [略]</p> <p>(8) 民間事業者には質問の機会を与えとともに、質問に対する</p>

<p>回答については、公平性を確保するため他の応募者にも公表することが適切である。ただし、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問・回答については、公表することにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは公表しないといった配慮が必要である。</p> <p>また、管理者等と応募者の間で考え方の齟齬を来さないように、可能な限り複数回、質問・回答の機会を設けることが望ましい。</p> <p>なお、質問に対しては十分検討した上で回答する必要があるが、民間事業者が応募に当たって必要とする回答については、民間事業者の応募の検討に間に合うように回答する必要がある。</p> <p>(9) ～ (16) [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>回答については、<u>結論のみならず、管理者等の意図が的確に伝わるようにそれに至った理由等の提示を行うことが望ましい。</u></p> <p><u>また、公平性を確保するため、質問に対する回答は他の応募者にも公表することが適切である。</u>ただし、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問・回答のような、公表することにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは公表しないといった配慮が必要である。</p> <p>また、管理者等と応募者の間で考え方の齟齬を来さないように、可能な限り複数回、質問・回答の機会を設けることが望ましい。</p> <p>なお、質問に対しては十分検討した上で回答する必要があるが、民間事業者が応募に当たって必要とする回答については、民間事業者の応募の検討に間に合うように回答する必要がある。</p> <p>(9) ～ (16) [略]</p> <p><u>(地域企業参画に対する評価等)</u></p> <p><u>(17) 地域活性化の視点を踏まえ、透明性、公平性及び競争性の確保を前提として、落札時の評価において、地域内に拠点がある企業の参画の有無又は当該企業への一定金額以上の業務の発注や、地域経済への貢献について具体的に示していること等を取り入れるといった工夫も想定される。</u></p>
<p>ステップ6. 事業の実施、監視等</p> <p>(1) [略]</p>	<p>ステップ6. 事業の実施、監視等</p> <p>(1) [略]</p>

<p>(2) 管理者等は、事業契約等に定める範囲内で次のような事業の監視等を行う。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(2) 管理者等は、事業契約等に定める範囲内で次のような事業の監視等を行う。<u>また、それらに関する文書等、管理者等が当該事業の実施に関して国民への説明責任を果たすために必要な文書や、施設の修繕履歴（時期・価格・設備の品番及び使用方法）等、当該事業終了後に適切に次期事業に引き継ぐために必要な文書については、選定事業者から適切に取得し、行政文書として適切に管理することが必要である（行政文書の管理に関するガイドライン（令和4年2月7日内閣総理大臣決定）第3留意事項⑧参照）。</u></p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p>
<p>附 則</p> <p>本ガイドラインは、<u>令和3年6月18日</u>から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>本ガイドラインは、<u>令和5年●月●日</u>から施行する。</p>